

障害福祉分野就職支援金貸付手続き

<書類提出・問合せ先>

〒525-0072
滋賀県草津市笠山7丁目8-138

社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等担当

電話 077-567-3950

ファクス 077-566-3611

ホームページ 滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/saisyusyoku



申請書等の各様式は、「滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb」ホームページからダウンロードできます。

郵送でのご提出の場合は不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を推奨します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には県社協では責任を負いません。

目 次

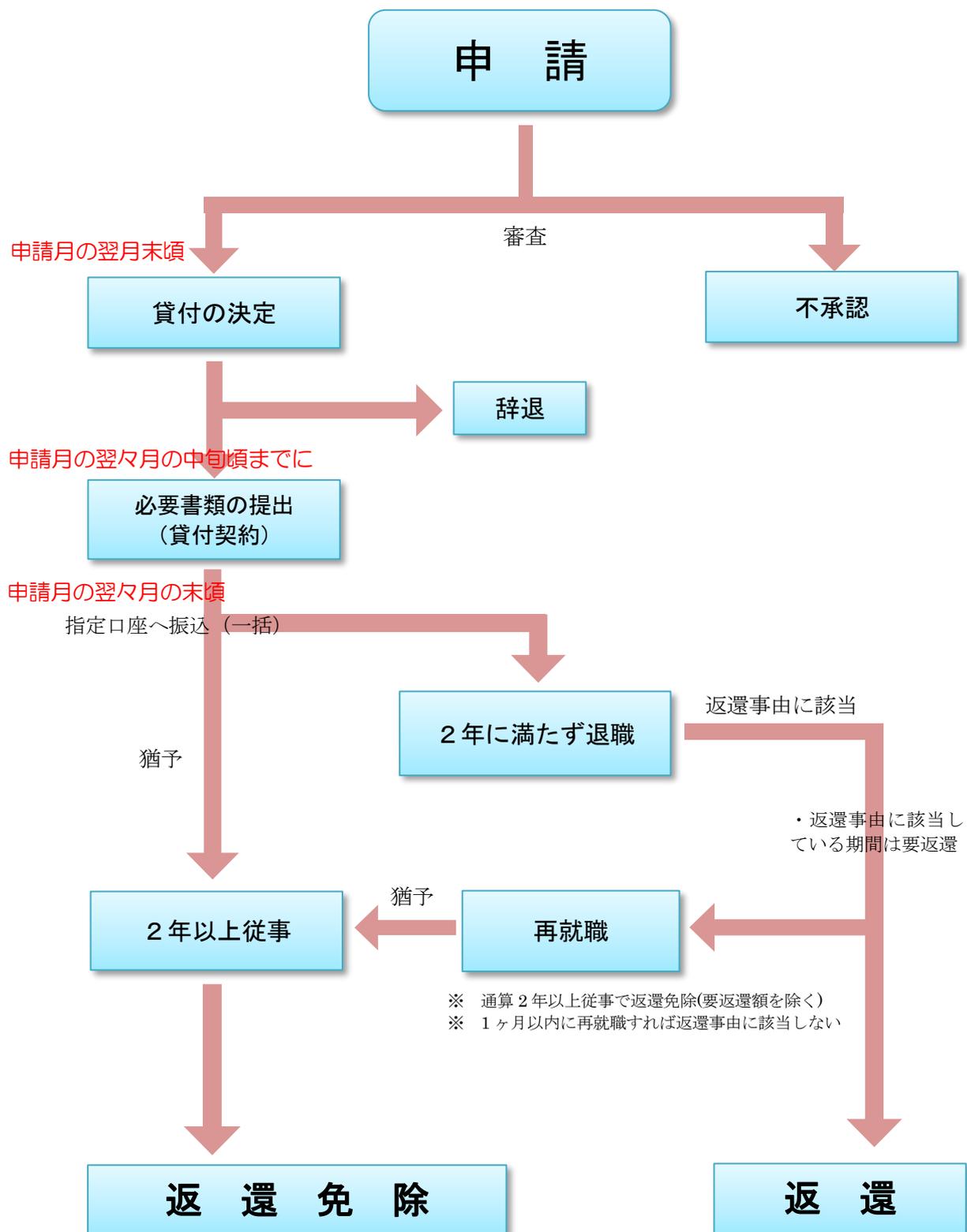
1	障害福祉分野就職支援金貸付の概要	P 1
2	申請から返還・返還免除までのおおまかな流れ	P 2
3	貸付申請にあたって必要な書類	P 3
4	貸付申請から貸付金交付までの流れ	P 4
5	貸付金の返還	P 5
6	貸付金の返還の猶予	P 7
7	その他の手続き	P 7
8	各手続きに係る必要書類一覧	P 8
9	完了（返還の完了・返還の免除）	P10

1 障害福祉分野就職支援金貸付の概要

この制度は、障害福祉職員として一定の知識及び経験を有する方の就職への支援をおこなうことにより、滋賀県内の介護人材の確保ならびに定着を支援するため、就職する際に必要な費用の貸付を行うもので、貸付は無利子です。また、滋賀県内の施設等において障害福祉職員の業務に2年間従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

項目	内容
実施主体	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
貸付対象者 (貸付の要件)	次の①～④の要件を全て満たす方 ①以下の研修を修了した方 ・介護職員初任者研修 ・介護職員実務者研修 ・居宅介護職員初任者研修 ・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・重度訪問介護従事者養成研修 (基礎課程または総合課程もしくは行動障害支援課程のうちいずれか) ・同行援護従業者養成研修 (一般課程または応用課程のいずれか) ・行動援護従業者養成研修 ・強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修および実践研修) ②県内に所在する障害福祉サービスを提供する事業所もしくは施設 (別紙表参照) において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者。ただし、週20時間以上勤務している (する) 者に限る。 ③「介護人材再就職準備金」および「介護分野就職支援金」の貸し付けを過去に受けたことがない者。 ④障害福祉職員等として従事経験のある方は、直近の障害福祉職員等としての離職日から、障害福祉職員等として再就労する日までに1ヶ月以上経過した者。
貸付額	20万円以内
貸付金使途	① 子どもの預け先を探す際の活動費 ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費 ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる靴等の被服費 ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 ⑥ その他、県社協会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費
申請受付期間	申請者が就職した日の属する月の翌々月の末日まで
利子	無利子
交付方法	一括交付
連帯保証人	成年の方1名 (申請者が未成年者の場合の連帯保証人は法定代理人 (親、親権者等))
返還免除	滋賀県内で継続して2年以上障害福祉職員等の業務に従事した場合 (従事期間が730日以上かつ従事日数が360日以上※) ※ 従事期間は月を単位として継続している必要があります。例えば、離職して他事業所へ再就職 (転職) により、障害福祉職員として業務に従事していない月が生じた場合は返還して頂くこととなります。
申請書類等	3ページ記載の「申請に必要な書類」のとおり
返還	5ページ記載の「貸付金の返還」のとおり
その他	① 審査の上、貸付の可否を決定します

2 申請から返還・返還免除までのおおまかな流れ



3 貸付申請にあたって必要な書類

申請されるにあたり、ご自身が貸付け対象要件（P1）を満たしているか確認してください。

貸付を申請される方は、下記の書類を滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等担当にご提出(持参または郵送)ください。

なお、下記の必要書類のうち、(1) から (3)、(5) の書類の各様式は、「滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb」ホームページからダウンロードできます。

必 要 書 類	留 意 事 項
(1) 障害福祉分野就職支援 金貸付申請書	
(2) 同意書	連帯保証人記載欄は、連帯保証人ご自身による署名・捺印が必要
(3) 採用(予定)証明書	事業所による署名・捺印（公印）が必要
(4) 資格を証明するものの 写し	研修修了を証明するものの写し
(5) 住民票記載事項証明書	・ 申請者本人部分の基本4情報（住所・氏名・生年月日・男女の別）が記載されているもの。 ・ 証明書は申請日から3カ月以内に発行されたもの。
(6) その他	他の貸付・助成制度を利用している場合、その金額等が確認できる書類

<必要書類記入上の注意>

- ① 文字を訂正するときは、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあったときは、貸付の可否を決定することができませんのでご注意ください。

<郵送時のお願い>

不着等の事故を防止するため、特定記録等郵便を推奨します。なお、不着等の事故が生じた場合には県社協では責任を負いません。

4 貸付申請から貸付金交付までの流れ

1. 貸付申請	貸付申請者は以下の書類を県社協（介護福祉士修学資金等担当）に提出 <ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉分野就職支援金貸付金申請書・ 同意書・ 採用（予定）証明書・ 資格証の写し・ 住民票記載事項証明書・ 県社協会長が必要と認める書類 ※ 各書類の留意事項等はP3参照
----------------	---



申請月の翌月末頃

2. 審査・決定	県社協で貸付の可否を 審査・決定 し、貸付申請者に通知
-----------------	------------------------------------



3. 契約 (貸付決定の場合)	貸付申請者（借受人）は貸付決定通知を受理後、以下の書類を県社協に提出。 <ul style="list-style-type: none">・ 障害福祉分野就職支援金貸付金借用書・ 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人） ※ 借用書提出日より前3か月以内のもの・ 振込口座申請書・ 振込口座の通帳の写し（口座名義人、口座番号確認用）・ 返還猶予申請書・ 介護等業務従事状況届出書（従事先での証明必要）
----------------------------	---



申請月の翌々月末頃

4. 貸付金交付	県社協は借受人の指定口座に貸付金を一括交付
-----------------	-----------------------

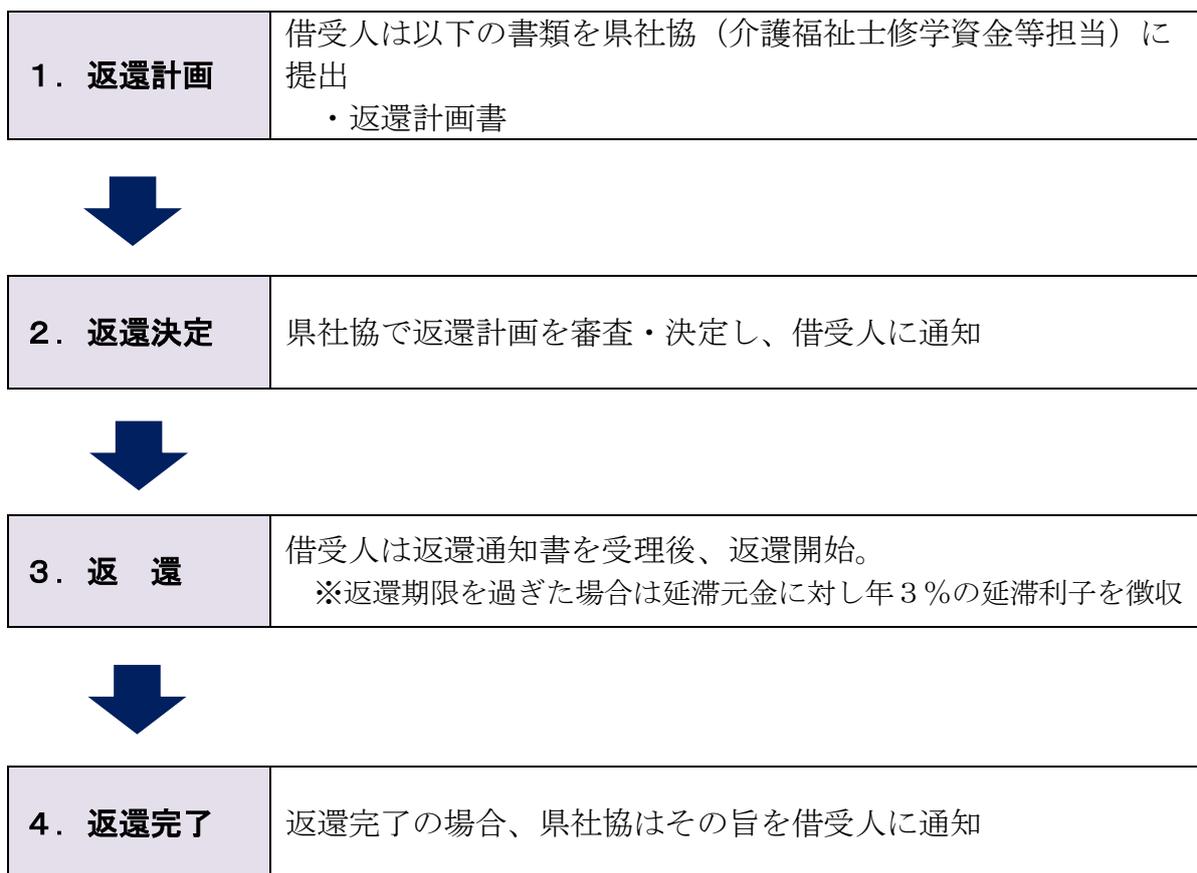
※ 貸付金を借受人指定口座に振込み後、猶予申請に基づき猶予の決定をします。

5 貸付金の返還

貸付け後、従事期間が2年に満たず退職されるなど、次のいずれかの事由に該当する場合は、返還事由に該当することになり、当該事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内に貸付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 県内において障害福祉職員の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (4) その他、県社協の会長が必要と認めるとき。

<貸付金の返還の場合の流れ>



<返還の一部免除>

貸付を受けた方が、県内で返還免除対象業務に2年間継続して従事しようとしたものの、従事期間が2年未満となった場合でも「県内において1年以上、返還免除対象業務に従事したとき」は返還の債務額の一部を免除できる場合があります。

(一部免除の計算式)

貸付金額×〔返還免除対象業務従事期間÷(貸付を受けた期間×5/2)〕＝返還免除額

<返還方法 等>

- ① 返還期間 1年(12カ月以内)
- ② 返還方法 月賦、半年賦の均等払い、または一括払い(繰り上げ返済可)
- ③ 延滞利子 返還期限を過ぎた場合は延滞元金に対し年3%の延滞利子を徴収

返還事由が発生した場合には、まずは県社協(介護福祉士修学資金等担当)までご相談をお願いします。

☎ : 077-567-3950

6 貸付金の返還の猶予

次のいずれかに該当する場合は、それぞれ定める期間、返還を猶予することができます。猶予期間中は返還の必要はありません。

事 由	猶予期間
滋賀県内において障害福祉職員等の業務に従事しているとき	従事している期間
災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき	事由が継続する期間

7 その他の手続き

次のいずれかに該当する場合は、県社協に書類を提出いただく必要があります。

- ① 氏名、住所等を変更したとき。
- ② 休職、復職または退職したとき。
- ③ 従事先を変更したとき、または返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき。
- ④ 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき。

上記のほか、返還猶予を受けている方は、毎年4月15日までに**介護等業務従事状況届出書**を県社協 介護福祉士修学資金等担当あてに提出いただく必要があります。

8 各手続に係る必要書類一覧

住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書等、公的機関にて取得頂く際の手数料等は借受人のご負担となりますのであらかじめご承知おきください。

必要書類の取得方法が不明な方は県社協 介護福祉士修学資金等担当までご連絡ください。

(1) 基本的な手続

借受人の状況	必要書類	備考
貸付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野就職支援金貸付金申請書 ○同意書 ○採用（予定）証明書 ○資格証の写し ○住民票記載事項証明書 ○県社協会長が必要と認める書類 	・留意点は3ページ参照
貸付決定時	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉分野就職支援金貸付金借用書 ○印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人） ※借用書提出日より前3か月以内のもの ○振込口座申請書 ○振込口座の通帳の写し ○返還猶予申請書 ○介護等業務従事状況届出書 (従事先での証明必要) 	
返還免除対象業務に継続して2年間常時従事達成時	<ul style="list-style-type: none"> ○返還免除届出・申請書 ○業務従事期間証明書 	常時従事達成後15日以内に提出
住所・氏名等の変更時 (借受人・連帯保証人)	<ul style="list-style-type: none"> ○住所・氏名等変更届 ○変更の事実を証明する書類 	【証明書例】 ・住民票記載事項証明書 ・運転免許証の写し(両面) ※変更内容の記載があるもの

(2) 返還免除対象業務に従事後（休職、退職、異動 等）

借受人の状況		必要書類	備考
返還免除対象業務従事中		○介護等業務従事状況届出書	毎年4月15日までに提出
休職（出産、育児、介護、疾病、負傷等）したとき		○返還猶予申請書 ○休職の事実を証明する書類	
復職したとき		○返還猶予申請書 ○介護等業務従事状況届出書	
退職したとき	退職の翌月末までに再就職した場合	○従事先変更届（退職・再就職届） ○新就職先の業務従事状況届出書 ○旧従事先の業務従事期間証明書	
	退職の翌月末までに再就職しなかった場合	○従事先変更届（退職・再就職届） ○旧従事先の業務従事期間証明書 ●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※）	※常時従事期間が1年以上の場合のみ添付
業務従事先を変更したとき （人事異動等で従事先が変わったとき）		○従事先変更届（退職・再就職届） ○新従事先の業務従事状況届出書 ○旧従事先の業務従事期間証明書	
返還免除対象業務に常時従事しなくなったとき （勤務形態や職種の変更など）		●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※） ○業務従事期間証明書（※）	※常時従事期間が1年以上の場合のみ添付
死亡したとき		○死亡診断書等 ●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※） ○業務従事期間証明書（※） ※該当の場合のみ添付	①業務上の事由による場合 →返還免除申請可 ②業務外の事由による場合 →返還免除申請不可 （常時従事期間が1年以上の場合は返還一部免除申請可）
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき		○診断書等 ●返還計画書 ○返還免除届出・申請書（※） ○業務従事期間証明書（※） ※該当の場合のみ添付	①業務に起因する場合：返還免除申請可 ②業務に起因しない場合：返還（常時従事期間が1年以上の場合は返還一部免除申請可）
返還債務が免除されたとき （完了）		○返還債務免除届出書 ○業務従事期間証明書	2年以上継続して従事した場合

(3) その他

借受人等の状況	必要書類	備考
連帯保証人が変更になったとき	○連帯保証人変更届 ○印鑑登録証明書（新連帯保証人）	
返還方法を変更したいとき	○返還方法変更申請書	

9 完了（返還の完了・返還免除）

返還が完了したとき、または返還免除により債務がなくなったときは、書面にて借受人および連帯保証人にその旨通知します。